

《 学校 の 教育 目標 》

◎本気の学び ○美しい心 ○世界に広がる ○いっぱい夢

《 いじめ防止対策推進法 》

第1条《目的》 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

《 豊島区いじめ防止対策推進条例 》

第1条《目的》

この条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を言う。）のための対策について、基本理念を定め、豊島区及び学校などの責務を明らかにするとともに、区の対策を推進するための組織の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

《 いじめ防止対策の基本理念 》

- ・すべての児童が生命を尊重し安心して学校生活を送ることができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ・児童の生命や心身を保護し、児童をいじめから守り通すとともに、児童のいじめに関する理解を深め、児童がいじめを見過ごすことなく、いじめ解決に向けて主体的に行動することができるようにする。
- ・いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組まなければならない。
- ・家庭、地域、区その他関係諸機関と連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

《 いじめの定義 》（いじめ防止対策推進法 第2条）

・「いじめ」とは、児童に対して、豊成小学校に在籍している児童等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

《 いじめ防止等の取組 》

いじめの未然防止

児童が、周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくりを推進する。

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童を守り通すとともに、事実確認を丁寧に行い、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関と連携しながら対応に当たる。

いじめの早期発見

毎学期のいじめアンケートの実施、年2回の i-check の活用等を通じて、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって見逃さず、隠したり軽視したりすることなく、学校・家庭・地域が連携して、いじめの早期発見に努める。

重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、迅速かつ適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

関係諸機関との連携

いじめの内容に応じて、教育委員会や関係機関と連携を図り、迅速かつ適切な解決と再発防止に努める。

《 校内組織及び連携機関 》

いじめ防止委員会：「豊成小学校いじめ防止基本方針」に基づき、その実効的な実施に向けて本組織（校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 他）を設置し、定期的及び必要に応じて開催する。

いじめ緊急対策委員会：学校長が、いじめにより 「①児童に心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある」「②児童が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」「③児童・保護者より、重大事態に至ったと申し出があった」場合に、迅速に本委員会を設置する。

主任会：毎週、学年主任、専科主任が集まり、いじめの状況を把握し、対応の検討を行う。

関係諸機関：豊島区教育委員会（指導課、教育センター）、東部子ども家庭支援センター、児童相談所、民生児童委員 その他